3 (1)　借款は、ボリビアの公的実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　ボリビア多民族国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドラインに従って調達されることを確保する。

5　ボリビア多民族国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してボリビア多民族国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためボリビア多民族国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　ボリビア多民族国政府は、次の措置をとる。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してボリビア多民族国の領域内において課される全ての財政課徴金及び直接税を免除すること。

(b)　ボリビアの公的実施機関を通じて、借款及びそれから生ずる利子に関し、ボリビア多民族国の領域内においてＪＩＣＡに対して課される間接税を負担すること。

(c)　ボリビアの公的実施機関を通じて、計画の実施のための生産物又は役務の購入に関してボリビア多民族国の領域内において課される付加価値税を負担すること。

(d)　ボリビアの公的実施機関を通じて、計画の実施に必要な物品の輸入に関する関税を負担すること。

8　ボリビア多民族国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びボリビア多民族国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　ボリビア多民族国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をボリビア多民族国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のボリビア多民族国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

この書簡は、ひとしく正文である日本語、スペイン語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年五月五日にラパスで

ボリビア多民族国駐在

日本国特命全権大使　椿秀洋

ボリビア多民族国外務大臣

ダビッド・チョケワンカ・セスペデス閣下

（ボリビア側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をボリビア多民族国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のボリビア多民族国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

この書簡は、ひとしく正文であるスペイン語、日本語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年五月五日にラパスで

ボリビア多民族国外務大臣

ダビッド・チョケワンカ・セスペデス

ボリビア多民族国駐在

日本国特命全権大使　椿秀洋閣下

○外務省告示第三百二十五号

平成二十六年九月十九日にルサカで、第三次ルアプラ州地下水開発計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がザンビア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　第三次ルアプラ州地下水開発計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　八億五千八百万円

3　贈与の供与期限　平成三十年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　山地秀樹在ザンビア臨時代理大使

ザンビア側　フェリックス・ンクルクサ財務次官

平成二十六年十月二日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第千三百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月二日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市杷木星丸字榎谷七一、七三、七四、七六・八一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字能勝多一一九の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月二日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　福岡県田川郡川崎町大字安眞木字尾ノ鼻六九五一、六九六六の一、字徳用六九七〇、六九七一、六九七七、六九七一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字尾ノ鼻六九五一・六九六六の一・字徳用六九七〇・六九七七・六九七一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月二日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　福岡県北九州市小倉南区大字合馬字屋敷一九二二・字出口一九二六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備